

令和6年4月1日より公の施設使用料等の減免制度が変わります

1 公の施設の使用料等の減免等に関する規則の見直しについて

(1) 規則に定める減免規定の見直し（無償のボランティア活動の規定を追加）

本則第3条第2項

市長は、次の各号のいずれにも該当するものについて使用料を免除することができる。ただし、附帯設備使用料（夜間照明、シャワー、トレーニング機器その他の附帯設備の使用料をいう。以下同じ。）は、この限りでない。

- (1) 無償（活動に伴う経費の実費に相当する金額のみを徴収する場合を含む。）のボランティア活動を行う個人又は団体であること。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ア 人に対する支援を行う活動である場合にあっては、支援を受ける対象に市内に住所を有する者が半数以上含まれること。
 - イ 人に対する支援以外の活動である場合にあっては、活動の実施場所が市内であること。
- (3) 営利を目的とした事業又はこれに類する活動を行うものではないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動を行うものではないこと。

(2) 規則別表に定める現行の減免団体と見直し方針

		現行			見直し後		
減免団体		使用料(附帯設備使用料を除く。)の減免	附帯設備使用料の減免	備考	使用料(附帯設備使用料を除く。)の減免	附帯設備使用料の減免	備考
公共団体	市	免除	免除		免除	免除	
	県	5割減額	—		5割減額	—	
公共的団体	行政 関連 団体	行政区会・自治会	免除	—	免除	—	これに類する団体を含む。
		防災・防犯団体	免除	—	免除	—	

	衛生・交通安全団体	免除	—		免除	—	
	納税貯蓄組合	免除	—		免除	—	
	民生児童委員協議会	免除	—		免除	—	
	保護司会	免除	—		免除	—	
	更生保護女性会	免除	—		免除	—	
	自衛隊家族会	免除	—		免除	—	
	農作物防疫協議会	免除	—		免除	—	
	食生活改善推進員協議会	免除	—		免除	—	
	統計調査員協議会	免除	—		免除	—	
	人権擁護委員協議会	免除	—		免除	—	
社会 福祉 団体	社会福祉協議会	免除	—		5割減額	—	
	母子福祉協会	免除	—		5割減額	—	
	共同募金会	免除	—		5割減額	—	
	日本赤十字社	免除	—		5割減額	—	
	障害者団体	免除	—	手帳所持者の団体	5割減額	—	障害者手帳所持者の団体の団体
	子育てサークル	免除	—		5割減額	—	
	福祉ボランティア	免除	—		5割減額	—	
	遺族会	免除	—		5割減額	—	
社会 教育 団体	文化協会	免除	—		免除	—	加盟団体を除く。
	体育協会	免除	—		免除	—	加盟団体を除く。
	無形文化財・民俗文化財保持団体				免除	—	国・県・市の指定団体及び市民俗芸能協会に限る
	子ども会・育成会	免除	—		免除	—	

		スポーツ少年団	免除	免除（ナイター使用料に限る。）		免除	免除（夜間照明使用料に限る。）	
		総合型地域スポーツクラブ	免除	—		免除	—	
		ジュニアリーダー	免除	—		免除	—	
		青年会	免除	—		免除	—	
		婦人会	免除	—		免除	—	
		老人クラブ	免除	—		免除	—	
		青少年のための市民会議	免除	—		免除	—	各支部を含む。
		PTA	免除	—		免除	—	
		B&G 海洋クラブ	免除	—		免除	—	
地域 振興 団体		コミュニティ	免除	—		免除	—	
		国際交流協会	免除	—		免除	—	
		ライオンズクラブ	5割減額	—		5割減額	—	
		ロータリークラブ	5割減額	—		5割減額	—	
		青年会議所	5割減額	—		5割減額	—	
産業 経済 団体		観光物産協会	免除	—		5割減額	—	
		産業振興会	免除	—		5割減額	—	
		グリーンツーリズム推進協議会	免除	—		5割減額	—	
		消費者団体	免除	—		5割減額	—	
		認定農業者連絡協議会	免除	—		5割減額	—	
		農産加工者連絡協議会	免除	—		5割減額	—	
		農業生産組織協議会	免除	—		5割減額	—	
		4Hクラブ	免除	—		5割減額	—	
		生活研究グループ	免除	—		5割減額	—	
		商工会	5割減額	—	団体の設立趣旨及び施設の設置目的が合致する場合は、使用料を免除	5割減額	—	
		土地改良区	5割減額	—		5割減額	—	
		農業協同組合	5割減額	—		5割減額	—	
		農業共済組合	5割減額	—		5割減額	—	
	森林組合	5割減額	—	5割減額		—		
	漁業協同組合	5割減額	—	5割減額		—		

					することが できる。			
学校関係等	小・中学校（部活動を含む。）	免除	免除			免除	免除	
	高等学校（部活動を含む。）	免除	免除			免除	免除	
	特別支援学校					免除	免除	
	幼稚園（公立）	免除	免除			免除	免除	
	幼稚園（民間）	免除	免除	教育活動 を行うた めの利用 に限る。		免除	免除	教育活動 を行うた めの利用 に限る。
	保育施設（公立）	免除	免除			免除	免除	
	保育施設（民間）	免除	免除	保育事業 を行うた めの利用 に限る。		免除	免除	保育事業 を行うた めの利用 に限る。
	認定こども園（民間）	免除	免除	教育活動 及び保育 事業を行 うための 利用に限 る。		免除	免除	教育活動 及び保育 事業を行 うための 利用に限 る。
その他団体	公益社団法人・公益財団法人					5割減額	—	

2 公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱の廃止について

「登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱」は、廃止します。ただし、経過措置として、現在の登録期間内は減免の適用を継続し、登録期間経過後、減免の対象外となります。